

宮崎市公共施設予約案内システム

「宮崎市公共施設予約案内システム」は、インターネットや携帯電話、市役所や施設に設置した街頭端末機(宮崎なんでも情報箱)から、施設の空き情報の照会や使用の申込をすることができるシステムです。

使用料の支払いも口座振替になり、施設へ足を運ぶ手間が省けます。

■ システムが提供するサービス

インターネットや携帯電話などからサービスを利用するためには、まず利用者登録(無料)が必要です。(空き施設情報の照会はどなたでもご利用できます)

＜宮崎市公共施設予約案内システムのサービス＞	
抽選申込・取消、申込内容の確認	利用者登録が ＜必要＞です
抽選結果の確認、当選使用申込	
空き施設の照会・使用申込・取消	
使用申込内容・使用実績の確認	
電子メール通知(抽選結果、口座振替など)	
空き施設情報の照会	利用者登録が ＜不要＞です

■ 利用時間

24時間いつでも利用できます。(ただし、毎月1日と12日の午前1:00から午前6:00頃までを除く)
また、システム保守のために一時的にサービスを停止する場合があります

■ アドレス(URL)

インターネット・スマートフォンから <http://www.11489.jp/Miyazaki/web/>

スマートフォン以外の携帯電話から <http://www.11489.jp/Miyazaki/Mobile/>

下記 URL に予約システムの操作ガイドが記載されています

<http://www.city.miyazaki.jp/health/sports/791.html>

宮崎市のホームページ <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>からもアクセスできます。

利用者登録について

公共施設予約案内システムで抽選申込や使用申込等を行うには、あらかじめ利用者登録(無料)が必要となります。宮崎市に在住、在勤または在学している15歳以上(ただし中学生は除く)の方ならどなたでも登録できますが、個人または団体で、1人(1団体)につき1つの登録までとなっております。ただし、公民館の場合は、各公民館で活動している登録団体に限ります。

なお、利用者登録を行っていない方(未登録の方)でも、施設を使用することは可能ですので、直接、使用される施設までお問い合わせ下さい。

● 利用者登録の流れ(はじめて登録する場合)

(1)宮崎市公共施設窓口で「利用者登録申請書」をもらう。(申請書は3枚複写式)

(2)必要事項を記入し、届出印を捺印のうえご利用の金融機関窓口(系列の支店等でも可)へ。
金融機関で承諾印をもらい、3枚複写の内、上2枚(宮崎市保管分と申請者控分)を受け取る。

(取扱金融機関) 宮崎銀行、宮崎太陽銀行、宮崎第一信用金庫、宮崎中央農協、九州労働金庫

(3)「利用者登録申請書」2枚を使用される施設(スポーツ施設、または、公民館)の窓口へ提出する。なお、団体登録の場合は、「団体名簿」も一緒に提出する。
※登録内容の確認を行うため、本人と現住所を証明するものをお持ちください。

利用者登録申請書は スポーツ施設を使用される方はスポーツ施設窓口 へ
公民館を使用される方は使用される公民館窓口 へ
学校施設を使用される方はスポーツランド推進課 へ 提出して下さい。

※高校生以下の方が登録する場合は、保護者の同意(申請書に保護者の署名及び押印)が必要になります。
※偽り、その他不正な手段による申請と認められる時は、登録の拒否または抹消する場合があります。

● スポーツ施設で利用者登録した方が、初めて公民館、学校施設を使用する場合。

公民館で利用者登録した方が、初めてスポーツ施設、学校施設を使用する場合。

または、学校施設を利用するために登録した方が、初めてスポーツ施設、公民館を使用する場合。

それぞれ使用する施設ごとに利用者登録を行っていただく必要があります。利用者登録については、上記の「利用者登録の流れ」と同様になります。

なお、利用者登録カードは、登録した施設以外は使用することができないので、例えば、スポーツ施設で発行した利用者登録カードにて公民館の使用申込等を行うことはできません。

● 初めて高岡地区スポーツ施設を使用する場合

施設の使用方法についてお伝えすることがございますので、サンスポーツランド高岡 (TEL82-0889) もしくは天ヶ城公園体育館(TEL82-3321)にお問い合わせください。

● 利用者登録の変更と廃止

- ・登録内容(住所や電話番号、口座名義人など)に変更が生じたときは、速やかに施設の窓口へ届け出てください。(変更申請が必要になります。申請用紙は各施設または各担当課にあります。)
- ・利用者登録を廃止するときは、施設の窓口へ届け出てください。(廃止届けが必要になります。)

● システムの利用一時停止

- ・利用者カードを紛失したり、利用者番号と暗証番号を他人に知られてしまった場合など、他人に不正に利用されるおそれがあるときは、システムの利用を一時停止することができますので、施設の窓口へ届け出てください。
- ・不正利用の疑いがあるときは、システムの利用が自動的に一時停止になる場合があります。利用を再開する場合は、施設の窓口へ届け出てください。
- ・使用料口座引落しが2ヶ月続けてできなかった場合は、システムの利用を一時停止させていただきます。

● 予約の取消について

原則として、一度予約が確定した後の取消は取消料が発生します。(誤操作による取消含む)
台風等の悪天候により施設利用の取消を希望される場合は、必ず事前に施設にご連絡ください。

施設使用の手続き

■ スポーツ施設を使用する場合

施設の利用申請には、以下の2通りの方法があります。

(方法1) 2ヶ月前に施設使用の希望がある場合は、「抽選の申込」から申し込んでください。

システムの自動抽選により当選した方が使用申請をすることができます。

(方法2) 抽選にもれた場合や抽選申込み以降(使用月の2ヶ月前の12日～)に施設使用を希望する場合は、

④の「空き施設の利用申請」から申し込んでください。なお、当選者が辞退したり、当選者が使用申込しなかった施設も「空き施設」になります。

手続き	期 日	内 容
① 抽選の申込	使用月の2ヶ月前の1日～10日	◎希望の (1)施設 (2)種目 (3)使用日 (4)時間 を指定して、申込して下さい。
② 抽 選	使用月の2ヶ月前の11日	◎コンピュータにより抽選します。
③ 抽選結果の確認と施設の当選確定(使用申込)	使用月の2ヶ月前の12日～18日	◎抽選結果を確認してください。 ◎当選された方は、抽選結果の確認に引き続き、当選箇所の当選確定(使用申込)を行って下さい。 ◎ <u>当選確定(使用申込)されないと取消料が発生しますので、ご注意ください。</u> ◎ <u>この期間に当選確定(使用申込)されない場合は、自動的に当選は取り消されます。</u>
④ 空き施設の使用申込	使用月の2ヶ月前の12日～使用当日	◎空き施設を確認のうえ、使用申込して下さい。
⑤ 使用申込の取消	使用日の当日まで	◎使用申込後、各施設の使用日の当日まで使用申込の取消しができます。
⑥ 施設の使用	当日	◎施設の使用前に窓口へお越し下さい。
⑦ 施設使用料の支払い	使用日の翌月20日	◎使用された使用料金を口座振替日(※原則として使用日の翌月20日)に指定預金口座から引き落します。

※「①抽選の申込」と「④空き施設の使用申込」は、受付開始日の午前6時から受付を開始します。

※ 体育館やアイビースタジアムの会議室、および、はんぴドーム・ミーティングルームは、抽選の申込はできません。使用月の2ヶ月前の19日から先着順に使用申込ができます。抽選により体育室が当選した方で同時に会議室も使いたい方は、当選施設の使用申込期間(使用月の2ヶ月前の12日～18日)内に体育館窓口もしくは生目の杜運動公園管理事務所へお申し出ください。

※ 体育館・生目の杜運動公園等で大きな大会等を計画されていて、どうしても事前に会場の確保が必要な場合は、抽選の申込が始まる前までに各施設窓口へお申し出ください。

● 申込可能回数（申込回数には限りがありますのでご注意ください。）

施設名	抽選申込可能回数	空き施設の利用申請可能回数
生目の杜運動公園	公園施設合わせて「月8回」まで	制限はありません
清武総合運動公園	公園施設合わせて「月8回」まで	制限はありません
体育館	全体育館合わせて「月8回」まで	制限はありません
テニスコート	生目の杜・久峰・清武合わせて「月8回」まで	制限はありません
	上記以外の施設で合わせて「月8回」まで	制限はありません
グラウンド等	月12回まで	36回まで

※ 1度に2回以上の抽選申込をする場合は、申込み内容に優先順位をつけて申込んでください（同じ順位での申込みは出来ません）。

※ テニスコートは1回あたり2面まで抽選申込可能です。

● 使用の取消

施設名	取消日	取消料
総合体育館 北部記念体育館・広原体育館 南部記念体育館・緑松体育館 佐土原体育館・佐土原西体育館 田野体育館 穆佐体育館・東高岡体育館・内山体育館 清武体育館・加納スポーツセンター	使用日の14日前まで	使用料の2割徴収
	使用日の7日前まで	使用料の5割徴収
	～使用日まで	使用料全額徴収
中央公園テニスコート・生目の杜運動公園 菘の台公園・エントランスプラザ 生目台地区公園テニスコート 久峰総合公園・佐土原武道館 サンスポーツランド高岡・田野運動公園 天ヶ城公園(体育館・野球場) B&G海洋センター体育館 清武総合運動公園 加納公園・岡ノ下公園	使用日の15日前まで	使用料の5割徴収
	～使用日まで	使用料全額徴収

※当選確定(使用申込)されますと取消料が発生しますので、ご注意下さい。

※ただし、使用日当日に雨天により使用できない場合は、取消料が発生しませんので各施設にお申し出ください。

(例) 体育館の使用日が4月10日の場合、使用日の7日前までとは？

	取消日	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	使用日
4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10
								起算日	

←

取消日と使用日の間に7日間必要となります。
よってこの場合は、4月2日が「体育館の使用日の7日前まで」の日となります。

■ 公民館を使用する場合

使用日の2ヶ月前の月の初日から、先着順に使用申込できます。

手続き	期 日	内 容
① 空き施設の使用申込	使用日の2ヶ月前の月の初日～使用当日	◎空き施設を確認のうえ、使用申込してください。
② 使用申込の取消	使用日の当日まで	◎使用申込された方は、各施設の使用日の当日まで使用申込の取消しができます。 ただし、 <u>使用料は還付しませんのでご注意ください。</u>
③ 施設の使用	当日	◎利用者カードを施設職員に提示してください。
④ 施設使用料の支払い	使用日の翌月の20日	◎使用された使用料金を口座振替日(原則として使用日の翌月20日)に指定の預金口座から引き落とします。

※「①空き施設の使用申込」は、使用日の2ヶ月前の月の初日から受付開始となります。(ただし、毎月1日と12日午前1:00から午前6:00頃までを除く)
(例)4月1日になりましたら、6月30日使用分まで空き施設の使用申込ができます。

使用料の支払いについて

使用の翌月20日(土日祝日の場合は翌営業日)に、ご利用金額をご指定の金融機関口座から引き落とします。預金口座の残高にご注意ください。

取消料は、キャンセルした使用予定日の月の使用料に含まれます。

預金口座の残高不足等により口座振替ができなかった場合は、翌月に再度引き落とします。2ヶ月続けて口座振替できなかった場合は、システムの利用が一時停止となります。一時停止の解除は、未納分のお支払い後に担当課で行います。詳細については、担当課にお問い合わせください。

※ 使用料は、「使用実績の確認」のメニューで確認できます。(過去2ヶ月の実績確認が可能)
インターネット、または、携帯電話で電子メールアドレスをシステムに登録すると、引き落とし額を通知することができます。

※ 領収書は原則発行しませんので、通帳にて金額をご確認ください。
なお、使用料金額や使用実績の通知については、使用料明細通知書および収納済通知書を発行いたしますので、必要な場合は使用月の翌々月(口座振替日の翌月)の1日以降に下記窓口までお越しください。

お問い合わせ先

スポーツランド推進課	電話	20-5151	FAX	20-5171
公園緑地課	電話	21-1814	FAX	21-1816
地域コミュニティ課	電話	21-1714	FAX	22-0200
清武・農林建設課	電話	85-1106	FAX	85-1496